

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域の核となるエリアにおいて都市機能（医療・福祉・商業等）の計画的な配置を推進するための計画を地方公共団体等が作成し、当該計画に基づく関係者の取り組みを促す新たな制度に関して、都市機能整備管理法人（仮称）に、当該計画に基づく取り組みのために個人が土地等を譲渡した場合の譲渡所得</p> <p>・ 特例措置の内容 個人住民税の軽減税率 2,000万円以下 4% 2,000万円超 5% 下記の国税要望に係る個人住民税、法人住民税、事業税への連動</p> <p>【国税要望】 (1) 都市機能整備管理法人（仮称）に対して都市機能の整備等のために土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設する。 (2) 都市機能整備管理法人（仮称）に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用する。 (3) 都市機能整備管理法人（仮称）に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外とする。</p>	
関係条文	個人住民税（軽減税率）：地方税法附則第34条の2 連動：（個人住民税）地方税法第32条、第313条、（法人住民税）第23条、第51条、第292条、第314条の4、（事業税）第72条の23 租税特別措置法 §31条の2、§34条の2、§62条の3、§65条の4、§68条の68、§68条の75	
減収見込額	[初年度] ▲4 (-) [平年度] ▲4 (-) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p> <p>このため、公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域（仮称）として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設することとする。</p> <p>その際、都市機能誘導のための取組みを円滑に推進するために、関係者間のコーディネート、低未利用地等の先行取得や公益的な施設の整備・管理などについて、市町村の役割を補完する主体の積極的な活用を図ることが求められるところ。</p> <p>上記の仕組みの創設にあわせて、都市機能整備管理法人（仮称）として市町村が指定する制度を創設することを検討しており、多様な主体による都市機能の計画的かつ円滑な誘導を推進するため、当該法人の活動に協力して土地等を譲渡する者について、税制上の特例措置を講ずることを要望するもの。</p>	
ページ		4-1

本要望に対応する縮減案	—	
合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
	政策の達成目標	人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	(1)：恒久措置 (2) (3)：5 年間
	同上の期間中の達成目標	目標値：前年度比+0%以上（毎年度）
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成 26 年度：所得税 2 件、法人税 2 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を創設することにより、都市機能整備管理人（仮称）に対する土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（所得税、法人税） ・誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税） ・空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） ・誘導地区施設（仮称）の公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税の特例（固定資産税、都市計画税） ・都市機能整備管理人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（所得税、法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（平成 26 年度予算要求額 22,785 億円の内数） ・都市機能立地支援事業（平成 26 年度予算要求額 20 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、都市機能の計画的な配置等に資する事業を行う者への支援であり、本特例措置は都市機能の計画的な配置等に貢献する土地等を譲渡する者に対する優遇措置であり、それぞれに役割分担が図られている。
	要望の措置の妥当性	土地保有者の中には、資産保有意識が強く、土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 資産の譲渡であることから、補助金等の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に土地譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる手段として本特例措置は適切である。
ページ	4-2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—